

全日本不動産政治連盟 兵庫県本部規程細則

(目的)

第 1 条 この細則は、全日本不動産政治連盟（以下「本会」という。）地方本部規程第 3 8 条の規定に基づき、その地方本部事務所である兵庫県本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第 2 条 会員は、会則第 7 条及び地方本部規程第 3 1 条の規定に基づき、次に定める入会金及び会費を当本部に納入しなければならない。

(1) 入 会 金 正 会 員 5 0, 0 0 0 円

(2) 会費（年額） 正 会 員 4, 0 0 0 円

2 会員は、会費の納入通知を受け取ったときは、指定の期日までに納入しなければならない。（地方本部代議員）

第 3 条 当本部に、地方本部代議員を置く。

2 当本部代議員の定数は、当本部に所属する正会員 20 名に 1 名の割合により割り当てる。20 名に満たない端数の取扱いを含む地方本部代議員の選出については、当本部幹事会において別に定める。

(地方本部役員の定数)

第 4 条 当本部の地方本部役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 地方本部幹事 20 名以上 32 名以内

(2) 地方本部監査役 2 名又は 3 名

2 地方本部幹事の中から次の各号の役職者を置く。ただし、常任幹事には本部長、副本部長、地方本部幹事長、地方本部副幹事長、地方本部会計責任者、地方本部会計責任者職務代行者を含む。

(1) 本部長 1 名

(2) 副本部長 5 名以内

(3) 地方本部幹事長 1 名

(4) 地方本部副幹事長 5 名以内

(5) 地方本部会計責任者 1 名

(6) 地方本部会計責任者職務代行者 1 名

(地方本部常任幹事会)

第 5 条 当本部に、地方本部常任幹事会を置く。

2 当本部常任幹事会は、本部長、副本部長、地方本部幹事長、地方本部副幹事長、地方本部会計責任者、地方本部会計責任者職務代行をもって構成する。

3 当本部常任幹事会は、当本部幹事会から委任された事項を決議するほか、当本部における事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。

4 前 3 項に定めるもののほか、当本部常任幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、本会の幹事会の決議に抵触しない範囲において当本部幹事会において別に定める。

(規則等)

第 6 条 本会の幹事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の幹事会の決議に抵触しない範囲において当本部幹事会において別に定める。

(細則の変更)

第 7 条 この細則を変更しようとするときは、当本部大会の決議を経て、本会の幹事会の承認を得なければならない。ただし、本会の幹事会の決議により変更されたときは、この限りではない。

2 前項の当本部大会の決議は、当本部に所属する地方本部代議員の議決権の過半数を有する地方本部代議員が出席し、出席した当該地方本部代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

附 則

平成 30 年 5 月 18 日 当本部年次大会承認

平成 30 年 6 月 5 日 本会幹事会承認、同日施行